

第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本市は、「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」をまちづくりの目標とし、第五次浦添市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を策定しまちづくりに取り組んでいる。また、人口減少に歯止めをかけ地方創生をめざす第二期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第二期総合戦略」という。）もあわせて取り組んでいる。

本業務は、前期基本計画と第二期総合戦略の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とした第五次浦添市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）（以下「第三期総合戦略」という。）の策定に必要な業務への支援を目的とするものである。

総合計画と総合戦略策定を支援するに当たり必要な専門性、技術適性を的確に把握するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施し受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定支援業務

(2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案上限額

21,730,500 円（消費税及び地方消費税含む。）

※契約額の上限を示すもので、契約時の予定額を示すものではない。提案上限額を超える提案は無効とする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルへ参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

- 2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員や経営に実質的に関与する者が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) 応募書類の提出時点において、浦添市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (9) 法人である場合は、労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
 - (10) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有すること。
 - (11) 過去5年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
 - (12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
 - ア 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - イ 上記(1)～(9)の要件について、全ての構成企業が満たしていること。
 - ウ 上記(10)・(11)の要件について、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。
 - エ 共同企業体は幹事企業を選定し、この幹事企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結を行えること。

5 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ア 第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定支援業務委託 仕様書
- イ プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ウ 会社概要書（様式第2号）
- エ 営業実績書（様式第3号）
- オ 質問書（様式第4号）
- カ 委任状（様式第5号）
- キ 共同企業体協定書（様式第6号）

(2) 関係資料の配布期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月11日（水）まで

(3) 関係資料の配布場所

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号 浦添市役所4階 企画課

※ 浦添市の公式ホームページからもダウンロード可能。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月6日（金）17時まで

(2) 質問方法

(1)の期間内に質問書（様式第4号）を持参、電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 提出先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所4階 企画課 総合計画策定担当

E-mail:kikaku@city.urasoe.lg.jp

FAX:098-877-0543(他部署と共有のため宛名に企画課と明記すること。)

(4) 回答

質問に対する回答は、令和7年6月9日（月）17時までに市ホームページにて公表する。なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなす。

7 プロポーザル参加表明書等の提出について及び参加資格の審査

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部ずつ）

	提出書類	備考
1	プロポーザル参加表明書（様式第1号）	
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	・写し可。 ・申込日から3か月以内に発行されたもの。
3	厚生年金保険及び健康保険の加入証明書	申込者が法人の場合に限る。
4	雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書	
5	納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税））	・写し可。 ・滞納がないことを証明できるものとし、申込日から3か月以内に発行されたもの。
6	納税証明書（都道府県税）※1	
7	納税証明書（市町村税）※1	
8	会社概要書（様式第2号）	
9	営業実績書（様式第3号）	
10	委任状（様式第5号）	契約権限等を委任する場合に限る。
11	共同企業体協定書（様式第6号）	共同企業体にて応募する場合に限る。

※1 本社所在地に係るもの。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）。また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の

写しを提出すること。

(2) 提出期限

令和7年6月11日(水)17時(郵送の場合は必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等、追跡が可能な形とする)

(4) 提出先(宛先)

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所4階 企画課 総合計画策定担当

8 参加資格の確認

提出された書類を基に本プロポーザルへの参加資格の確認を行う。参加資格の確認の結果は、参加資格確認結果通知書にて参加申込者全員へ通知するものとする。

参加資格があると認められた者は、9のとおり企画提案書を提出すること。

9 企画提案書の提出

参加資格があると認められ、本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・表紙に事業所所在地、商号、代表者名を表示し、代表者印を押印したもの 1部
- ・表紙に商号、代表者名等を表示しないもの 10部

イ 参考見積書(任意様式) 1部

仕様書及び企画提案書の内容に応じた内容のもの。

(2) 企画提案書の規格

- ・日本工業規格A4サイズ、表紙・目次を除いて25ページ以内、両面印刷可。A4で記載が困難な部分はA3での作成も可能とするが、A4サイズに折りたたむこと。A3片面でA4サイズ2ページ分とみなす。
- ・長辺綴じ(ホッチキス留め)をすること。
- ・ページ下部余白にページ番号を記載すること。
- ・見やすいもの、分かりやすいものとする。

(3) 提出期限

令和7年6月18日(水)17時(郵送の場合は必着)

※ 企画提案書について、本市で受領した後の追加、修正及び再提出は認めないものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等、追跡が可能な形とする)

(5) 提出先(宛先)

10 企画提案書の審査

提出された企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(1) プレゼンテーションの日時及び場所

令和7年6月24日(火) 浦添市役所本庁舎内

※ 時間及び場所の詳細については、参加資格確認結果通知書に記載する。

(2) プレゼンテーションの方法等

項目	内容
提案時間	20分以内
質疑応答	10分程度
参加人数	3人まで
機材等	スクリーン、プロジェクターを使用する場合は、本市にて準備するため事前に申し出ること。その他の機器については提案者で準備すること。
その他	企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

(3) 審査方法

浦添市役所内に本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、見積書、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、別表「企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目」に基づいて審査する。

11 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定

ア 選定委員会にて本業務の履行にもっとも適すると報告された提案者を優先交渉権者と特定する。また、次点の提案者を次点交渉権者として特定する。

イ 特定後、優先交渉権者と本市は、提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの契約内容を協議の上決定する。この協議が整った後、契約予定者として随意契約の手続を行う。

ウ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と改めて協議を行うこととする。

(2) 契約手続

契約予定者は、本市が指定する期日までに協議後の契約内容に基づいた見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結することとする。

(3) 審査結果の通知

優先交渉権者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。審査結果についての異議申立て及び問い合わせには、一切応じないものとする。

12 日程及び期間（予定）

ア プロポーザル実施要項等の配布期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月11日（水）まで

イ 質問受付期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月6日（金）17時まで

ウ 質問回答日

令和7年6月9日（月）までに行う

エ プロポーザル参加表明書提出期限

令和7年6月11日（水）17時（必着）

オ 参加資格確認結果通知

令和7年6月13日（金）～令和7年6月16日（月）

カ 企画提案書提出期限

令和7年6月13日（金）～令和7年6月18日（水）17時（必着）

キ プレゼンテーション

令和7年6月24日（火）

ク 審査結果通知

令和7年6月30日（月）頃

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、契約予定者となることはできないものとする。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 選定委員会の審査委員又は本プロポーザルの関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた場合。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、参加申込者負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しないものとする。
- (3) 提出書類は本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は原則として情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると本市が判断した情報については非公開とする。

15 問合せ先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所 企画部 企画課企画係

電 話：098-876-1234（内線2518）

E-mail：kikaku@city.urasoe.lg.jp

担 当：新里

別表「企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目」

項目		評価内容
1	実績	本業務と同様の業務の受託実績があるか。
2	遂行能力	従事者に同種業務の実務経験があるか。 業務が適切に実施できる人員や実施体制が確保されているか。
3	現状認識	市を取り巻く環境、現況等の調査及び分析手法は適切か。 浦添市の課題を的確に認識・分析できているか。
4	検証・評価	前期基本計画及び第二期総合戦略の評価及び分析手法は適切か。
5	提案内容	業務の目的・内容を十分に理解し、仕様書で定めた業務内容に対して的確な提案となっているか。 提案内容に事業者のアイデアや工夫があり、市民や職員に理解してもらえる後期基本計画となっているか。 総合計画と総合戦略を一体化する体系・構成について、分かりやすく適切な提案となっているか。 その他業務遂行に資する提案及び実施方法があり、現実的なものとなっているか。
6	工程	現実的かつ効率的であるか。
7	費用	各費用の積算根拠が明確であり適当な金額となっているか。